

平成 27 年5月 11 日稲城市総合教育会議決定
(令和6年8月22日一部変更)

ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成することを目的とする教育基本法及び、目的を実現するため法第二条に掲げられた達成すべき教育の目標、国の教育振興基本計画における目指すべき教育の姿を踏まえ、次のとおり教育大綱を定め、この大綱を踏まえて稲城市教育振興基本計画を策定するものとする。

第一 大綱

- 1 義務教育修了までに、すべての子どもに公共の精神を尊び、自立して社会を生きぬくための基礎の育成
- 2 生命・自然を大切にすることを養うこと
- 3 先人たちの伝統・文化を継承しながら、我が国と郷土を愛し、稲城市民であることに誇りが持てる態度を養うこと
- 4 個人の尊厳を重んずるとともに、市民一人一人が互いに支えあう態度を養うこと
- 5 国際社会の平和と発展に貢献できる人材育成
- 6 市民一人一人が、生涯にわたって自覚を持ってあらゆる機会を通して学習し、未来を切り拓くために、その成果を適切に生かすこと。

第二 教育目標

- 1 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 2 社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間
- 3 自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間
- 4 生涯にわたり学習意欲と社会参画意識をもった人間

第三 基本方針

- 1 人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成
- 2 豊かな個性と創造力の伸長
- 3 学校経営の改革」と市民の教育参画の推進
- 4 生涯学習とスポーツの振興

第四 施策の柱

- 1 家庭や地域における学びの推進と連携
 - (1) 家庭の教育力の向上支援
 - (2) 幼児期からの教育の推進
 - (3) 地域力を高め活かす取組の推進
- 2 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進
 - (1) 確かな学力の育成
 - (2) 豊かな心や創造性の涵養
 - (3) 平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成にふさわしい教科書の採択
 - (4) 健康で安全に生活する力の育成
 - (5) 持続可能な社会の創り手を育む教育(ESD)の推進
 - (6) 多様なニーズに対応した教育の推進
 - (7) 子どもたちの学びを支える教育環境の整備
- 3 市民の生涯にわたる学習活動の振興
 - (1) 生涯学習の推進
 - (2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

※下線部:令和6年8月22日一部変更箇所